



◎有料道路の通行料金の割引について

障害者手帳をお持ちの方は、条件に応じて、有料道路の通行料金の割引を受けることができます。登録できる自動車は、障がい者1人につき1台です。

■身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人

◎対象者

- 障がい者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている人
- 障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗される場合は、第1種の「身体障害者手帳」または療育手帳Aの交付を受けている人

◎対象自動車

- 車種について、自動車検査証の「自家用・事業の別/適否欄」に「自家用」と記載されているもの
- 所有者について、障がい者本人または親族であることが必要。ただし、介護者が運転する場合で、上記の人が自動車を所有していない場合には介護者が所有者でも可

◎内容 あらかじめ車両番号などを登録した手帳を、有料道路の料金所で提示することで、通行料金が通常料金の半額になります。また、ETCの利用でも事前登録することで割引が受けられます。有効期間は申請日から2回目の誕生日までで、更新は2か月前から可能です。

◎申請に必要なもの

身体障害者手帳または療育手帳、自動車検査証、運転免許証（自ら運転する場合のみ）

※ ETCを利用される場合は、上記のほか、ETCカード（障がい者本人名義のもの。障がい者本人が20歳未満で介護者が運転する場合は、親権者または後見人名義でも可）、ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器のセットアップ申込書、証明書など）

◎申請窓口 高齡障害課障害福祉係（☎82-1170）
総合事務所市民窓口課社会福祉係（☎71-1514）

■精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

山口宇部有料道路を通行する場合に、通行料金の半額が助成されます。

◎対象自動車

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が乗車し、その移動のために保護者等が運転する自動車

◎内容 事前に健康福祉センターで申請し、通行料金を支払った後に健康福祉センターへ領収書（助成印を押したもの）を持参すると、通行料金の半額が口座振替により助成されます。

◎申請に必要なもの

精神障害者保健福祉手帳、自動車検査証、印判

◎申請窓口 宇部健康福祉センター精神・難病班（☎31-3200）

知
つ
て
お
き
た
い
障
害
者
福
祉
制
度

◎問い合わせ先 高齡障害課（☎82・1170）